

『地域にいきる』

—水俣病・有明訴訟などに取り組んで—

2005年久留米大学法学部オリエンテーション合宿での講演

日時：平成17年4月14日

会場：ハウステンボス

馬 奈 木 昭 雄

どうも皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました、馬奈木と申します。もう考えてみますと、40年以上前になりますけれども、私も皆さん方と同じように、大学1年生でオリエンテーションを受けたことを懐かしく思い出します。私の経歴につきましては、今、ご紹介いただきました。一言だけ、これ（パンフレット資料）に書いていないこととお話しておきたいんですけれども、実は私は大学時代に教職の単位を取りまして、高校の先生になりたかったんです。それで、教職の単位を取り、福岡県の教員採用試験を日本史で受けまして、合格したんです。それで、当然採用されると思っていたら、何でか分かりませんけれども、採用して頂けなかった。それで、しょうがないんで、高校の先生になれないんなら仕方がないということで、司法試験の勉強をして弁護士になったという経歴を持っています。それで今は法律を扱う仕事をしていますけれども、昨日、大学でロースタールの学生の皆さんに質問してみたら、37人の生徒さんで日本史・世界史をやっておられないという方が半分以上おられるんですね。これは、日本史の先生になりたかった私からすれば、衝撃的な事実です。法律を勉強される方が日本史をやっていないで本当に分かるんだらうか、というふうに私は思います。よく医学部の学生で、生物をやっていないということで「えっ」という新聞記事が出たことがありますけれども、私にはそれ以

上に「えっ」という感じなんですね。もし皆さん方で、大学受験で日本史・世界史をやっていないという方がおられたら、ぜひ自分で勉強してください、と私最初に申し上げておきます。

今日は「地域にいきる」というタイトルを掲げています。「どういうことなんだろうか」というお話からしてみたいと思います。私は「皆様方、よくぞ久留米大学に来て頂いた」と思っています。いい大学に来て頂いたと思っています。それはどういう意味かと言いますと、まさに久留米大学は地域に生きている大学だと思うからです。私たちは法律を勉強しようと思っただけでここにいます、何のために法律を勉強するのでしょうか。「法律を勉強して、それをどうするんだろうか」と言いますと、私はやはり、ここ久留米大学で法律を勉強できるのは大変幸せなことだと思います。学びたいと思っても、学ぶことが出来ない方がたくさんいらっしゃいます。それから大学に行くことができる方でも法律を学んでいらっしゃらない方がたくさんいらっしゃる。そうすると法律を学んだ皆さん方は、当然のこととして生活している地域で皆さんから、その法律知識を地域のために役立たせてもらいたいと期待されているんだと私は思っています。これは大学で学ぶことが出来た者の義務だと思います。地域の皆さんが法律を学ぶ者に期待している、その期待にやはり私たちは正面から応えなければならぬのではなかろうか。もちろん、法律家の道を歩むだけではなく、公務員になる方もいらっしゃるでしょうし、あるいは会社に就職してサラリーマンの生活を送る方もいらっしゃるでしょう。いろいろ法律を使う場面というのは違うだろうと思います。だけど、法律というのは紛れもなく社会正義を実現するためにあるんだと思います。私ども弁護士も弁護士法で社会正義のために仕事しなさいと規定されています。私どもの仕事は社会正義を実現することだと考えています。それは逆に言うと、法律を学んでいない人たちの期待は、ぜひそう頑張っただけで欲しい、学んだ知識をそういう形で返して欲しいんだという期待が寄せられている、私はそう思っています。ですから、私たち法律を学んだ者は、地域で生活している皆さん方の役に

立つように法律知識を使おうじゃないか、その期待に応えるように我々は努力しようじゃないか、そのためにも私たちは法律を学ぶんだ、私はそう思って今まで弁護士を続けて参りました。ぜひ皆さん方も「法律を何のために勉強するんだろう」ということを、もちろん皆さん方もいろんなことがあると思います、「自分はこういう目的で使おうと思っているんだ」とお考えになっていると思うんですけれども、だけど究極的には、それは地域で生活している皆さんの役に立つ、そのために皆さんの法律知識を使ってほしいというその期待に応えるようにしていただきたいなあと、私は最初に皆さんにお願いしておきたいと思います。その結果、あとで4年間法律を学ばれて、やっぱり法律家の道を歩みたいと、キチンと学んだことに対して司法試験に合格したいと思われる方はぜひ法科大学院へ進んでください。私たちは、期待しております。ぜひたくさんの方が法科大学院に来て、そして法曹の資格をとって、そして本当に、文字通り法律知識を生かして、地域住民の役に立つ仕事をして頂きたいというふうに最初にまず申し上げておきたいと思います。

で、私がやった事件が、ここ（パンフレット資料）に記載されておりますが、私は1969年に弁護士になりまして、実はその年に水俣病の裁判が始まります。私は4月に弁護士になりまして、6月に提訴されました。それ以来、水俣病の裁判は平成7年まで、26年ですか、続くことになります。これは一つの裁判ではありません。一次訴訟、二次訴訟、三次訴訟、と3回の裁判が続くことになります。私が司法試験に通りましたのは1966年です。水俣病の事件が提訴されたのは1969年ですけれども、水俣病の事件が公になった、公式発見といわれているのが、昭和31年ですから1956年ということになります。来年が公式発見から50周年目ということになります。で、皆さん方が生まれる遥か以前の話、もう皆さん方にとっては過去の歴史上の事実、まさに過去の歴史に学ぶという感じの事実だと思うんです。50年という年月はそういう年月だと皆さん方もお考えになると思います。実は、私が67年に司法修習生というお話をしたんですが、そこからちょう

ど50年前と言うと1917年です。1917年と言うというのは、俺は西洋史をやっていないからわからないと思われるのかもしれませんが、これは実はロシア革命の年です。学生時代にですね、このロシア革命を自ら身を以って戦って、しかも尚その理念を貫こうと頑張っている人が現に生活し活動してるなんてことは夢にも思いませんでした。遙か過去の、それこそ歴史で勉強する事実だと思っていました。ところが逆に、じゃあ自分がその立場に立って「水俣病50年の歴史です」と言った時、現にその時代を生き、その場に生活し、そして今その問題の解決に頑張っている人たちがいっぱいいる。つまり、まだ解決されない問題として今に続いているんだよ。過去の歴史的事実ではないんだよということが、私、今この立場にたつてようやく実感することが出来ました。50年という年月は決して長い年月ではありません。一つの問題を解決する年月としてはむしろ短い年月だというふうに思っています。で、私、日本史・世界史を一生懸命勉強してくださいねと申しあげましたけれども、法科大学院で毎週実は法格言などを書いたカードが配られてるんです。それで、その配られたカードの中で、これは有名なドイツの大統領ワイツゼッカーが言ったことですけれども、「過去に目を閉ざす者は現在を見ようとしない者だ。現在にも目をつぶる者だ。」という有名な言葉があります。これはドイツのかのナチスが行った犯罪行為を決して忘れてはならない、正面から見つめて、そしてキチンとした反省の上に立ってはじめて今日のドイツがある。その反省なくして、今日のドイツはないということです。過去に目を閉ざした、過去を見ようとしないければ、現在をも見えない即ち将来も見えない、ということですね。目をつぶったままでは生きていくことは出来ない。やっぱりキチンと見つめなければいけないということだろうと思います。だから今の問題を正しく理解したいと思ったら、これは過去にさかのぼっていくしかない。

水俣病の歴史もそういう50年という長い歴史を持ってまいりました。正確に言うと、今の50年という歴史も正しくはなくて、本来は昭和7年から、さらに言いますともっと戻って明治20年くらいまで本当は戻るべきだと思

います。そういう長い歴史的経過を経てきた事件であったということになります。まあ、皆さん方にとっては歴史上の事件ですから、事件がどういうことであったかと言うことを簡単に申し上げますと、チッソという会社があります。それで水俣に工場を作りました。基本は肥料工場です。肥料工場は実は軍需産業工場だと言うと、皆さん方は「ぱっ」と理解できますか。皆さん、化学をおやりになられましたか。チッソ（窒素）という名前、（化学記号で言うと）「N」ですよ。化学産業なんですが、実はこれは軍需産業なんだよと言うと、お分かりになられますか。「N」に酸素（「O」）をくっつけて、そうすると硝酸、これは爆薬です。つまり爆薬の原料にもなり得るんですね。だからドイツのカイザーが、空中窒素固定法と言いますけれども、空中から窒素を取り出せる、無限にある大気から窒素を取り出せるということで「これで戦争ができる、世界制覇ができる」と叫んだ有名な話があります。まあ「歴史を学ぶ」というよりも「つまらない知識」ですけれども、こういう話もどっかで耳にしておくと、チッソの会社がどういう位置を占めていたかと言うことが非常に理解しやすくなると思います。それで、当然のことながら、軍需は国と結び付きます。軍需産業として発展していきます。日本の歴史を少し勉強されると、あえて申し上げておきますが、明治から昭和にかけて、日本がとりわけ軍事的な色彩を持った企業がどうやって生きてきたか、特に、明治政府が成立して以来「財閥」というのができます。三井・住友・三菱などですね。この財閥というのが、先発します。これは私がやった筑豊じん肺訴訟で、軒並み被告にしました。日本の資本主義をつくった企業、しかもその日本の資本主義の発達を支えた物は石炭です。ですから、石炭企業を相手にしますと、日本の資本主義をつくってきた大企業を相手にまわすことになる。筑豊じん肺訴訟というのはそういう裁判でした。したがって、日本の歴史、とりわけ明治以来あるいはもう少し言うと江戸時代、織田信長が全国制覇を遂げた時代からの歴史が頭に入っていないと本当には分かり難い。そういうふうに思います。もちろん、そんなこと知らなくたって裁判は出来ますよ。現に我々の仲

間の弁護士でも、そんなこと知らないで裁判に参加している弁護士はたくさんいる。だけど過去を知らない、過去に目をつぶっていると、いま自分がやっている意味も本当にはわからない。だから、筑豊じん肺訴訟で私たちは最高裁で勝った、その本当の意味がわからない人が一緒に戦った弁護士の中にもいます。率直に私は申し上げますけれども、やっぱりキチンと勉強しようね、もう一度繰り返し申し上げておきます。

そのチッソという会社が昭和7年にアセトアルデヒドという製品を作り出します。で、これも化学を高校でキチンと勉強された方ならば分かる、「キチンと」と言うのは「教科書をちゃんとお読みになった」という意味ですが、分かります。ただ皆さん方とちょっと時代が違ったなと思いますのは、私たちはアセトアルデヒドを「カーバイトから作る」ということを習いました。教科書にはキチンと製造法が載っています。高校の教科書に載ってます。皆さん方は「石油から作る」と習ったはずです。教科書にもそう載っています。原料が根本的に変わったんです。実は、水俣病はアセトアルデヒドをカーバイトから作るその最後の時期、日本が石油化学へ転換しようというその最後の時期に発生しました。正確には、大量に発生しました。そういう歴史をたどります。カーバイトというのは、皆さん方が夜店で見る…もう夜店でも見ないんでしょうね、私たちの時代の夜店というのは、電気をひいてくることはなかなかありませんでした。そこでカーバイトに水をかけるんです、そうするとアセチレンガスというものが発生する。それを燃やす、それが灯りでした。ですからカーバイトなんていうモノはそこらじゅうにある、夜店に行くことです。つまり私たちの日常生活にとって、そんなに珍しいものではなかったわけですね。そういうものを利用してアセトアルデヒドを作った。では、アセトアルデヒドというのは何かというと、酢酸です。酢酸というのは要するにお酢ですよ。食べるお酢と工業用に作ったお酢とは違いはありますが、そんなものを何で作るのかというと、それが化学工業、有機化学工業の基本となる原料です。酢酸をいろいろ加工をして、例えば今皆さんが使っているビニールとかです

ね、そういう物を作り出した。だから日本の最先端を行っていた会社です。そのときに触媒に水銀を使った、この水銀が製造工程中に化学変化を起こして海に流れた。海に流れたその水銀、有機水銀と言っていますけれども、その有機水銀が魚の体内に溜まった。これがいきなり溜まったわけではない。まずはプランクトンに溜まり、そのプランクトンを食べた小魚に溜まり、その小魚を食べた大きな魚に溜まり、そしてまずその魚を食べたカラスが狂い、水鳥が狂い、猫が狂い、犬が狂い、豚が狂った。そして最後にその頂点に立つ人間が狂った。こういうのが水俣病の歴史です。まあ冗談のように言うんですが、もし人間を食べる鬼がいたらひどい症状を起こしたよね、と言うんですけれども…。いわゆる食物連鎖の典型事例です。

水俣病にはいろんな教訓がありますけれども、流した量はむちゃくちゃ微量です。むちゃくちゃ微量のものを流したら、食物連鎖を通じて、蓄積し濃縮された。蓄積されて濃縮されるという概念が当時はなかった、と言われています。「言われています」と私があえて言うのは、そんなことはないでしょうと思うからです。まず「毒物」という概念がありますよね、何の毒だ、何を毒だと考えるか、が水俣病の教訓の第一です。

皆さんいろんな議論を今から見ていかれると思いますけれども、危ないか危なくないか、例えば今一番先鋭的な問題になっていますゴミの処分、廃棄物問題がありますよね。ゴミ処理を一体どうするのか。皆さんが久留米においでになって、もう久留米に住んでおられると思いますが、久留米市が久留米市民のゴミ捨て場を高良内に造ろうとしました。私どもは絶対に反対、絶対に造らせないとって、阻止活動をやりました。相当よく抵抗し、よく頑張ったと、私がではなく地元の住民の方がよく頑張ったと思うのですが、そのときの議論の中心は「危ない」というのは何を言うのかということ、なぜ久留米市は今度作る施設が大丈夫といえるのかということ、でした。これは日本中こういう施設を作るときの答えは決まっています。その答えは判で押したように「国の基準に従っているからです」というものです。では「国の基準に従っている」ということはどういうことで

すか、ということになりますと、これは二つ意味があります。一つはまず作る施設、施設の構造、管理運営の体制、それが国の基準に従って造られ且つ運営されるから安全なんです、ということ。もう一つは確かにゴミには「危ない」ものが入っていますが、それはきれいに処理します、きれいに処理して流すときに国の基準に従って流しますから、だから安全なんです、ということ。これが決まって「安全だ」という方の答えです。

同じような問題に電磁波というのがあります。いらん世話だとは思いますが、それでも、「用心してください」と申し上げておきます。特に男性の方はズボンのポケットに携帯電話を放り込んでおくのは止めてください。危ないですよ、本当に。子どもが出来なくなる可能性があります。私なんかは絶対そうなると思っているんですけどもね。精子の数が減少する危険性が大きい。それから心臓の近く、胸のポケットにも入れない方が良いでしょう。できるだけ身体から離してカバンに入れて持っておいた方が良いでしょう。あえて申し上げておきます。

私どもが「非常に危ない」ということを言いますと、例えば docomo ですが、「いや、安全に決まっているでしょう」という。「どうしてですか」と言いますと「国の基準に従っているからです」と。もうどこでも同じやり取りです。私はもう非常に無念な思いがします。水俣病はこんなに大事件で、これだけ騒がれて、だけど水俣病の教訓が何にも知られていない。非常に残念です。水俣病はどうして起きたのか。「国の基準に従っている」、そこから起きたんですね。チッソの排水、これは私も一年生の駆け出しでしたから、チッソの主張を見てビックリ仰天しました。チッソの排水というのは、こんなにきれいだったんですよと言うデータが出てきます。国の排出基準をはるかに下回っている。本当です、本当にきれいな水です、そういう意味では。もっと驚くべきことはですね、水道用水として使っているという基準があります。その基準をクリアーしていました。だから、チッソの言い分は「うちの工場廃水は飲み水に使ってよい水なんです、国が飲み水に使っていいと太鼓判を押した水なんですよ」「どうしてそんなき

れいな水を流したのに責任を問われないといけないんですか」というものでした。これがチツソの言い分です。そのこと自体は嘘ではありません。国の水道用水として使っていていいという基準をクリアーしていました。だけど、その水が1万5,000人にもものぼる被害者、今もっと増えていますよね、続々増えているという新聞記事ご覧になっていますよね（皆さん新聞は読んでくださいよね）、私は2万人までに行くと思っていますが、そういう被害を出した。そういう被害を出した水が、国の基準を守っている、それも単なる排水基準じゃない、飲み水として使える基準を守っていた排水だった。だから「国の基準」を守っていれば安全ですという何かをする側の意見に、「嘘だい」と私は申し上げたい。水俣病を見なさい、そうやってあなた達は大きな被害を出したんだよ、と。

実は、私たち同じ地域に住む私たちは、同じ被害をもう一つ知っています。それがカネミ油症事件です。カネミ油症事件を簡単にご説明しておきますと、米ぬか、米を精製して取れるものですが、その米ぬかが油分をたくさん含んでいるものですから、それを抽出して食用油にした。これは健康に非常に良い油だと、米ぬかというのは健康に非常に良いですよ、ということで大々的に売り出した。ところが、問題はその米ぬか油を抽出して過熱する訳ですけども、その時に油のタンクに入れておいて、その中に蛇腹管と言いますかぐるぐる巻きの管を通して、その管の中に加熱したPCB、ポリクロールビフェニールという有機塩素化合物を加熱して通します。それで油を加熱するわけですね、直接火で炙ると油の質が悪くなりますから。その管に穴があいて、油の中にPCBが漏れた。実はこのPCBが猛毒であったということです。一般的に塩素が入っている有機化合物は猛毒であると考えて間違いありません。そこで何が悪かったのかという話になります。「国の基準」ではPCBをそんな使い方しても何の問題もなかった。全く国は規制していなかった。だから「国の基準」を満たして安全であると考えたわけです。私どもは最初は「毒味義務違反」という言葉を使いました。カネミ倉庫という会社が作る製品だった訳ですが、その

製品を送り出すときに毒味をしなかったのが悪い、つまり製品の安全検査をしなかったのが悪いと考えました。だけど、よく考えてみると、いちいち安全検査をしてても、それが「国の基準」を満たしているかの安全検査をしているのであれば、意味ないですよ。つまり、PCBが漏れてたって売って良いことになるでしょう、理屈上は。国はPCBを規制していないんだから、そんなもの口に入ってはいけないと一言も言っていないから。そこで私どもは「毒味義務違反」という考え方を止めました。猛毒であるPCBを使ったこと自体が悪い、PCBを食品の製造工程に使うべきではなかった、というのが私どもの主張です。私どもがこの主張をしましてから、国はあっという間にPCBの全面使用禁止になりました。私どもは裁判の場でしか言いませんから、問題になっているのは食品ですから、食品の場合には使っちゃいけませんよとまあ遠慮して言ったんですが、国はたちまちのうちに全面使用禁止にしました。つまり、いかに危険かということも国は分かっていた訳です。それでPCBは今、全面使用禁止です。だけど今でもPCBは問題になりますよね。それは、使っていたPCBが未だに残っているからです。その残っているものの処理の仕方、つまりゴミの捨て方の問題ですけどね。脱線ついでに申し上げますけれども、ゴミの捨て方の問題というのは、今、最先端の問題です。今、一番問題になっている動き、ご承知ですか。原発ですよ。原発で発電用に使った原料、危険極まりない。これはもう使ってしまったゴミになる。どう捨てたら良いか、たいへんな問題です。私いつも「面白いなあ」と思うんですけど、使う時に捨て方まで考えるのが当たり前でしょう。どう捨てるかなんて、使い始める前に考えておきなさい。(私は) そう思うんだけど、(企業は) そう思わないですね。今いざ捨てるという時になって、さあどうやって捨てたら良いんだろう、と世界中が大騒ぎになってますよね。今、コマーシャルでもやっているでしょう「事前に計画をちゃんと立てようね」って。これ、多重債務に陥らないために、サラ金会社が事前に計画立てようねっていうことです。私あれを見るたびに、腹を抱えて

笑うんですよ。事前に計画立てたらサラ金から金なんて借りれません。返せるわけないですよ。私でさえ返せません。私これでも普通より余計お金もらっているつもりですけど、私でもあのサラ金の金利は返しきれません。だから皆さん方も注意してくださいよ。サラ金から金借りるくらいなら、もう泣きついてでもいいから誰かから金借りた方が良いです。サラ金の金借りて返せるはずがない、まともな生活しているなら。あえて申し上げておきます。

今のゴミ問題も一番のポイントは実はそこにあります。久留米市長が私たちに「ゴミをそんなに大量に捨てておいてゴミ捨て場を造らせないとしたら、市内にゴミが溢れるぞ、通りにゴミが溢れるぞ」と言い返してきました。私は久留米市長に言い返しました。「構わない。ゴミを町中に溢れさせようではないか」と。家の前にゴミを積み上げておいて「このゴミをどうしたら良いかを考えよう、どうしてこんなことになったのかをよく反省し合おうじゃないか」と。つまり、ゴミ問題をキチンと解決しようと思ったら、もともと作る時にこのゴミはどうやって捨てるかまで考えて作らんといかん、という訳です。こういうことを表す諺が日本にはちゃんとありますよね、「盗人を捕まえて縄を編む」と。泥棒を捕まえておいてから縄を編むなんて、馬鹿馬鹿しいじゃないか。しかし、その馬鹿馬鹿しいことを私たちはみんなですしているんですね。ゴミが出ないようにモノを作りましょうよと私どもは言い続けてきました。だけど、日本の政府は聞こうとしません。それじゃ聞かせるためにどうするか、これが私たちの仕事です。水俣病も実はゴミ問題、廃棄物問題です。つまり工場から工場の外に廃棄物を溢れ出させた。排水も工場から不用物を捨てた。要するにゴミであることは間違いない。それが被害を生んだということですからゴミ問題です。ですから私は一貫してこの問題をやっているんだと自負しております。

さあ、そこで話を元にもどして、基準があったら、それを守ったら安全だというのは嘘っぱちだよ、ということになる。で、国の基準というのは

どういう考え方で作られているんだろうかという話になります。これまでの毒物というのを見るとですね、だいたい単位はミリグラムです、ミリグラム単位。それが水俣病の時、ppm という百万分の一単位になりました。いままでミリグラム単位で考えていたものが何で百万分の一単位になったかという、それが蓄積濃縮するということです。流した量は本当に僅かです、それこそ ppm という百万分の一単位になってきた。ところが、それがプランクトンに溜まる、貝に溜まる、魚に溜まる、魚もさらに大きくなって溜まる、しかも溜まるだけではない。濃縮していきますから、人間の身体にたどり着いたときには、危険な量になる。もちろん危険な量になるって言ったって、今は有機水銀の規制値は 4 ppm ですから、ppm 単位であることには変わりはない。全然単位が違うことになった。蓄積濃縮する、これが一つですね。この考え方、ぜひ皆さん方、覚えておいてください。危険量というのは、その場でばったり倒れるようなことはない。今まで言われていたのはですね、マウスにミリグラム単位で食べさせて、一定期間内に、例えば一日で二日で死ぬ量、100匹のうち50匹死ぬ量、それを決めていた。毒物の概念はそうなんですよ。しかし、今は、そういう危険性の話をしてしているのではない、ということです。だから私どもが、ゴミがいかにか危ないかということをやっていますが、これは環境ホルモンというお話で、後でもう少しお話します。環境ホルモンという考え方がありますが、環境のホルモンの代表はダイオキシンですけれども、ダイオキシンがいかにか危ないかということについて、環境ホルモンが危ない危ないというけしからん連中がいる、ちょっと食べたら二三歩歩いてばったり死ぬかのようにいう連中がいるという、どうも我々のことを言っていると思うんですが、そういう論文を東大の有名な薬学の先生が発表しておられました。でも、誰もそんなことは言っていないでしょう。二三歩歩いてばったり死ぬようなら議論はいりません。危ないに決まっているんですから。そうではないから困るんです。本当に少ない量、百万分の一という量で被害を惹き起こした。その時ですね、問題になったのが、閾値（イキチあるいはシ

キイチ、両方使うと思うんですが) というものです。これは、単純に物事を考えまして、量が二倍になったら被害も二倍に、三倍になったら被害も三倍になる。毒物というのはそういうもんですよ、という考え方です。用量反応といういい方をします。だから、使用量を横軸に症状を縦軸にとると、右肩上がり、きれいな右肩上がりの一直線のグラフを引きます。一定のところを線で引いて「この線から上のところは被害が出る」といったときの毒物の量、これが閾値です。それ以下ならば、毎日毎日、一生涯取り続けても被害は出ません、ということです。これが日本政府の説明です。これも私どもは「嘘だよ。そんなことがありえるわけじゃないか。」と言っています。「閾値なんかない」というのが私どもの意見です。水俣病はそれが激しく現れました。

今の毒物の量というのは、体内に取り込んだ量ではありません。体内に取り込んだ量から体外に出て行った量(排出された量)は引きます。つまり「身体の中に残っている量で考えますよ」と。これが日本政府の見解です。しかし、身体の中を出て行った量というのは、例えば口から入ったとして、ただ身体の中を何の害も与えずに、すうーと通り抜けて「ごめんね、通らせてもらって。さよなら。」と言いながら通り抜けていったのか。そうじゃないだろう。そうじゃなくて身体の中で散々悪さをした挙句の上で出て行ったんだらうが。そうすると、入った量をすべて足し算した量に対して異論があるというのは私も分かるとして、出て行った量を黙って引き算したらいかんだらうが、というのが私の意見です。私は、入ってきた量が今のグラフでいうと積分になるんじゃないかと思っているんですが、それはおいておくとしても、要は閾値という考え方が根底から揺らいでいるんだ、ということを皆さんには知っておいて頂きたいと思います。そしてその決定打を与えたのが環境ホルモン、先ほどのダイオキシンです。具体的にどういうことかと言いますと、今から先皆さんが、例えば公務員になりますね。公務員になるとゴミ問題に関わりますね。そうすると皆さんも「国の基準値を下回っている大丈夫」という立場になります。だけどその

時に、ぜひ疑問を持って欲しい。あるいは製造会社に入って、新しい製品を売り出すときに「国の基準を下回っているから大丈夫なんです」と簡単にそう言わないで「さてよ」と思い直してくださいね、私はそう思っております。あるいは単純に「頭の訓練の問題」だと思って、お聞き頂いても結構です。

実は、環境ホルモンはこういう論点が今起きています。例えば、これも概念上の説明ですが、カッコウという鳥が他の鳥の巣に卵を産みますね。自分は卵を抱きたくないもんだから横着を決め込んで他の鳥の巣に卵を産むわけですが、そうすると生まれた雛はよその親に育ててもらわないといけないわけですから、その親がもともと産んだ卵の雛が孵ってもらっちゃ困るわけですね、それでは自分の生活が困りますから。そこで自分は先に孵ります。肝心の（育ての）親の卵はまだ孵っていないうち、例えば生まれて24時間以内に急にバカ力が出て、その卵を巣の外に追い出してしまい、自分だけが養ってもらえるようにする。そのバカ力を発揮する時間が限定されてある、その時間を過ぎるとその力はもう発揮されない。つまり自分は他の鳥と競争しながら、雛を守らんといかん運命にある。これはホルモンの作用です。そうすると、偶々そのホルモンが働く時に働かない条件が加わったらどうなるのか、という問題がある。そのホルモン量というのは、当然、生物の中にあるホルモン量ですからむちゃくちゃ少ないです。先ほど水俣病で争われた量というのは ppm、即ち百万分の一の単位でしたよということを申し上げましたが、今環境ホルモンで問題になっている量、今我々が裁判において争っている単位、それはナノとピコという単位です。ピコというのは一兆分の一。一兆分の一というのはどれ位の量かというと、この体育館いっぱい水を溜めて、そこに目薬一滴をポトッと落とした量。この量が今我々が争っているダイオキシンの量です。分かりますね、それがいかにむちゃくちゃ少ない量か。その量が人間に被害を与えるかどうかということが、今争われている量です。皆さんは、例えば人間が生命体として命をもった瞬間、すべてが女性であるということを知っ

ていますか。（最初は）みんなまず女性です。それから性染色体とホルモン作用によって男性になるべき人は男性になります。だから「ならないこと」が起きます。水俣病ですね、これは弁護団の中で、奥さんがお医者さんの弁護士がいらっしゃるんですが、このお医者さんの先生が、水俣病が多発した時期の多発した地域で生まれた子どもさんの性別を調査をして、そこにきれいに出ています。女性の方が倍以上多い。この研究で東大で博士号をもらいましたから、信用していい研究成果だと思います。そういう問題が起きます。あるいは、身体が分化していきますね、その分化が始まる時にちょうどそのホルモンが「働いた」とします。「働いた」というのは阻害するように「働いた」（本来のホルモンが働かないように働く）という意味ですが、そうすると当然手がきちんと出来ないことになります。それは極めて限定された時間です。そうすると水俣病では今までは濃縮蓄積、即ち微量でも濃縮され蓄積されるから危ないんだよと言われてきた。ところが今起きている環境ホルモンの問題では、あるいは電磁波でも同じような問題が起きていますが、瞬間的に限定された時間に、たまたまそのホルモンが働くときにそのホルモンを阻害するような物質がきてしまった。したがって、うちの近くにはそんなものないよと言っていた妊婦が、たまたま実家に里帰りしてきたときに、一週間ばかり実家で羽伸ばして帰った。ところが、その実家のそばに有毒物を出す施設があった。当然被害を受けるということになりますよね。概念の問題としてお分かりになりますね。しかもその量たるや一兆分の一単位のもの、この体育館いっぱいを目薬一滴の量で被害が起きる。という問題に今私たちは直面している。さっきの閾値のグラフを環境ホルモんで書きますとね、右肩上がりに一直線になりません。非常に少ない量、右肩上がりに一直線のグラフを書きますとね、ほとんどゼロに近いところ、拡大しないと見えないようなところ、そのあたりでピュッと山ができます。そして、その山をいったん降ります。そしてその降りたあとに、水俣病で言っているような量の辺りから、右肩上がりになるか直線になるか、それはその物質次第です。だけどですね、水俣

病のとき書いていた右肩上がりにグラフからすると、もう左片隅のちょこつとした部分に山ができていたということです。この山が、U字型の逆の格好しているから「逆U字現象」という言い方をします。そして、今までは、閾値という考え方からすれば、野球でいうと一塁ベースだからまだ大丈夫だろう、二塁ベースでもまだ大丈夫三塁ベースが空いていますよ、三塁ベースに行ってそれからホームインしてやっとなり得点になる、つまり症状が起き、被害が起きる。これが閾値があるという考え方です。ところが、いや閾値なんかないんだよ、一塁に出た時点でもう得点になってしまうルール、シングルヒットという呼び方をします。今私たちはシングルヒットという危険性に直面している。一塁に出ただけでもう得点になってしまう、つまり症状が出てしまう。これが私たちの今到達している地点です。

そういう問題の原点、議論の出発点が水俣病から始まったということですね。ですから、皆さん方は当然法律を学ぶわけですから、水俣病の判決例を見ます。とりわけ昨年最高裁判決が出ましたから、それを勉強することになりますが、事件を支えている事情、何が事件を支えていたのかということをやっぱりキチンと勉強してほしいなあと思います。すべての事件を、最高裁判例を遡って行って、いちいち何が問題だったのかということをお勉強することはできませんが、特に水俣病については、この地域に生活している皆さんにとっては必須な事項であると思いますので、一度はキチンと勉強してもらった方が良くはないかと思っています。今、法律の話はあえてせずに「危ない」ということについてお話しをしてきましたけれど、法律を学ぶというのは、そういう「危ない」という考え方が自然科学的にも社会科学にもある、それを法律の上で私たちがどう考えるかという問題だということです。だから、(法律を)勉強するためにはたくさんのお勉強をしないといけないということをお分かりいただけたかと思っています。せっかく大学にお通りになった訳ですから、大学で四年間一生懸命勉強して欲しいなあというふうに思うわけですね。それも、細切れの知識をたくさん詰め込むのではなくて、基本の土台をしっかり勉強して欲し

いなあとと思います。実は私ロースクールで講義をしているわけですがけれども、ロースクール作るときに言われていたことは、予備校退治です。司法試験を通るために予備校に行つて、予備校で司法試験用の勉強をしないと司法試験に通れない。それじゃ困る。別に予備校に行つて通つていいじゃないか、大学試験もそうだよと言いますが、そうではないというのが私たちの考え方です。では、何が困るのか。皆さん方も大学受験の勉強されてきました。何か受験予備校で細切れの知識を寄せ集めて勉強して、試験に通る、それが困るんです。どうしてか。皆さん方、受験のとき「チャート式」というのをお使いになったことありますか。私たちの時代は「チャート式」というのを使いましたが、必ず「基本に帰れ」ということがいたるところに出てきました。そしてどこにその基本が書いているか指示が書かれていました。まさにそうだと思うんですね。例えば、水俣病でもいいんですよ、水俣病の最高裁判例が出ましたので司法試験に出ると思っているんですけども、じゃあどういう出方をするのか。今の受験予備校だと水俣病について適用された法律を持ってくる、まあ作為義務という問題で勉強させられると思うんですが、作為義務がどうやって出てくるかというときに、この法律を使って作為義務が作り出されるというところまでは勉強すると思うんですが、ただその作為義務が一体なぜ正しいのか、どうして出てくるのかという問題は、今の危険性の問題まで遡つて考えないと本当に最高裁の認定した法律判断が正しいのかどうか分からないんですね。私は、水俣病を弁護士として生涯をかけてやってきたわけですから、あれは間違っていると思っています。判断はまったく間違っていると思っていますが「最高裁の判断は全く間違っているよ」という辺りの議論が、今の皆さん方はまだ少なくともできるほどになっていると思いませんが、「そういう見方もあるよ」ということ、そういう見方があるんだと理解できる程度には勉強して欲しいと思います。「最高裁判例があります。この問題ではこの最高裁判例をこのように使います。」と、予備校で教えているのはそこまでですよ。少なくとも、私たちは、それでは法律家として困ると

思っています。そういう勉強で公務員になられて仕事に就かれたら、それも困ると思います。そういう公務員の方と議論するともううんざりするんですよ。「国の基準がこうなっているからいいじゃないですか。」「ちょっと待ってくださいと、確かに国の基準はそうなっているんだけど、こういう観点から考えるとその基準では危ないんじゃないんですか。」「いいえ、国の基準を守ればいいんです」と、もうこれでは議論になりません。法律を学んだ甲斐がない。

細切れ知識を寄せ集めた議論を、ロースクールの授業で私は「安普請の掘っ立て小屋」と言います。「安普請の掘っ立て小屋」は、地震なんて問題にしなくとも、風が吹いただけで倒れますよ。それも大きな台風じゃなくとも。やはりきちんとした土台の上にしかりした構造の家を建てようじゃないか、やはりそのための勉強をしようじゃないか、と私は思います。地域の皆さんに喜んでもらえるように、皆さんの学んだ知識が地域の皆さんに返せるように、しっかり勉強していただきたいなあと思います。

実は、有明のお話もしたかったんですが、もう時間になりましたので、一言だけ申し上げます。公共事業は止められないと長い間言われてきました。ですが、わが九州で公共事業を止めた判決が相次いだ。一つは川辺川ダム。ダムをどんどん造って、どんどん自然を破壊している。ダムが止まるんだよということを川辺川の判決ではっきりした。

そして今度有明で干拓という問題で「工事を止めないともうどうしようもない」という理由で決定が出た。94%完成している事業を我々は今、止めるのに成功しています。まだ決着はついていませんが、必ず勝ちます、というかなんとしても止めます。最後に一言だけ申し上げます。私たちは、今まで、例えばゴミ問題も処分場を造らせない、危ない、有害な開発も許されないと「止める裁判」を今までしてきました。艱難辛苦ですよ。30余年の歴史を通じて、やっと勝てるどころまで、つまり止められるところまで来た。しかし、私たちは有明の裁判で「止めるための裁判」をしていません。あの裁判を私たちが「止めるための裁判」と言ったら負けていま

した。私たちは「止めるための裁判」をしているのではない、「地域を再生するための裁判」をしているのだ。生き返るように、地域の人たちがいきいきとして生活できるように、そのために私たちはやっているんですよ。私たちはそう問題提起しました。佐賀の裁判所は「そうだよね、悪いことをしておいて、それを放ったらかしにしておいてはいかんよね。やっぱり再生させないといけないんだよね。」と、そういうことから我々の主張に共感をした決定を下しました。これは日本中から支持されているといっても過言ではない。マスコミがもろ手を挙げて支持していますよね。私は、これは「再生」ということを言ったからだと思っています。ぜひですね、皆さんも「新しいもの」を創っていくということで頑張ってください。そうと思っています。以上で終わります。